

指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所  
管理者 各位

旭川市福祉保険部長寿社会課長  
介護保険課長

計画途中でサービス内容の変更を伴うケアプランを作成する場合の留意事項について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年11月1日付け旭長社第819号「旭川市におけるケアマネジメント基本方針の一部変更について」において、期間の設定については、目標達成に必要な期間を改正（介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、最長12か月を基本とする。）したことにより、利用者の状況によっては、6か月を超えるケアプランを作成する機会が増えているかと思えます。

旭川市では、夏と冬の寒暖差が大きく、四季の生活環境の変化がはっきりしていることから、季節の変化に伴い、計画途中でサービスの内容を変更する必要があることが考えられるため、このようなケアプランを作成する場合には、次のことに御留意していただくようお願いいたします。

- (1) サービス担当者会議等において、夏期と冬期、それぞれの期間における生活全般の課題を共有し、それぞれの期間における生活習慣、サービス内容等についてあらかじめ協議すること。
- (2) (1)で協議したサービス内容等については、ケアプランに記載をすること。
- (3) 数か月先におけるサービス内容の変更をあらかじめケアプランに位置付ける場合には、サービス内容の変更が生じる時期を明確にケアプランに記載すること。

なお、サービス内容の計画途中での変更が、季節や天候によるものであるなど、ケアプランの作成時にその時期が明確に特定できない場合は、変更を行う条件等を記載すること。

例：季節的な要因により福祉用具を返却（又は再度使用）することが明らかである場合や住宅改修が完了するまでの代替としての福祉用具の導入など

期間の記載例：4月1日～11月30日

時期の特定が難しい場合：4月1日～11月ごろ（雪が積もるまで）

（記載例1 時期の特定が難しい場合）

支援計画				
	介護保険サービス または地域支援事業	サービス種別	事業所	期間
	歩行器の貸与 屋外移動時の安全確保のため使用する。	介護予防福祉用具貸与	A事業所	2025.7.1 ～2025.11.30頃 (雪が積もるまで)

(記載例2 福祉用具が2品目あるケース)

支援計画				
	介護保険 サービス または地域支援事業	サービス 種別	事業所	期間
	四点杖の貸与 屋内移動時の安全確保のため使用する。  歩行器の貸与 屋外移動時の安全確保のため使用する。 (12~3月まで積雪のため 使用できないので返却)	介護予防 福祉用具貸与	A 事業所	2025.7.1 ~2026.06.30

(4) (3)で位置付けた数か月先におけるサービスの変更について、その時期が来た際には、改めてアセスメントを実施し、当初設定したサービスの必要性に変化がないか確認すること。

なお、全てのケースにおいて12か月のケアプランを作成することを推奨するものではなく、利用者の状況を踏まえた期間を設定してください。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係  
担当 星、伊藤

電話(0166)25-5273

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係  
担当 工藤

電話(0166)25-6485